

衣笠地域の歴史を活用した商店街事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 衣笠地域の特性を活用し、にぎわいを創出するため、商店街団体が行う歴史を活用した事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 衣笠地域 衣笠駅周辺の地域をいう。

(2) 商店街団体 商業者等が地域的に組織した次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合

イ 商店街協同組合

ウ ア及びイに掲げるもののほか、その他法人の商店街団体

エ アからウまでに掲げるもののほか、任意の商店街団体で市長が認めるもの

(3) 歴史を活用した事業 衣笠地域にゆかりのある三浦一族などの地域の歴史（衣笠城址等）を活用して行う事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできるものは、衣笠地域の商店街団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、歴史を活用した事業のうち、次に掲げるものとする。

(1) アークード、商店街街路灯又は商店街団体が設置等を行う共同施設（以下「補助対象施設」という。）で、新設又は改修に係る工事を行う事業

(2) 次に掲げる販売促進につながる事業

ア まつり等の催物

イ 各種教室及び講習会

ウ 各種コンクール及び展示会

エ 期間を限定した大売出し

オ セミナー等の勉強会

カ 商店街独自の商品の開発

キ その他市長が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、補助対象施設のうち、道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に違反しているものの改修に係る工事を行う事業は補助の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、市から他の補助金等の交付決定を受けている事業は補助の対象としない。

（補助の要件）

第5条 補助の対象となる事業は、原則として補助金の交付申請を行った年度内に完了するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 工事に係る補助金の交付申請を行う場合、商店街団体は補助事業実施前に当該施設を対象とした保険に加入していなければならないものとする。ただし、新設を行う場合は補助事業実施後に当該施設を対象とした保険に加入すること。

（補助対象経費）

第6条 第4条第1項第1号に規定する事業において補助対象となる経費は、補助対象施設の新設又は改修に要する工事費とする。

2 第4条第1項第2号に規定する事業において補助対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

（1）施設及び設備の借上料

（2）施設及び設備（第2条第2号エに該当する商店街団体にあつては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で規定する耐用年数3年以内のものに限る。）の購入費

（3）装飾費

（4）印刷費（開催案内、宣伝ポスター等）

（5）教材費（テキスト等事業の実施に直接必要なもの）

（6）報償費（講師謝金、商店街モニター謝金等）

（7）委託費

（8）原材料費

（9）その他市長が必要と認める経費

（補助金額）

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に3分の2を乗じて得た額と、次の表に定める事業の区分に応じた補助限度額とのいずれか少ない額とする。

補助対象事業	補助限度額
アーケードの新設又は改修	1,000万円
商店街街路灯の新設又は改修	1,000万円
商店街団体が設置等を行う共同施設	1,000万円
第4条第1項第2号の事業	200万円

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 前2項の規定にかかわらず、補助の対象となる事業の実施に伴う事業収入の額及びこの要綱の規定による補助金と同様の趣旨の国、県その他団体からの補助金等の交付を受けている場合における当該補助金の額については、補助対象経費の総額から差し引くものとする。

(申請書の添付書類)

第8条 第4条第1項第1号の事業に係る申請において、規則第4条第1号及び第2号に掲げる書類に代えて事業計画書・収支予算書(第1号様式)を提出するものとし、規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 見積書(2社以上のもの)、工事仕様書の写し及び配置図

(2) 道路占用許可書の写し(道路の占用許可が必要な工事に限る。)

(3) 建築許可書又は建築確認書の写し(建築許可又は建築確認が必要な工事に限る。)

(4) 横須賀市景観条例(平成16年横須賀市条例第24号)第7条第6項に規定する協議終了通知書の写し(景観協議が必要な工事に限る。)

(5) 商店街団体会則

(6) 商店街団体会員名簿

(7) 商店街団体が、補助対象施設を対象とした保険に加入していることを証する書類

(8) 当該事業の実施について議決した総会等の議事録の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第1項第2号の事業に係る申請において、規則第4条第1号及び第2号に掲げる書類に代えて事業計画書（第2号様式）及び予算書（第3号様式）を提出するものとし、規則第4条第3号に規定するその他の参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 商店街団体会則

(2) 商店街団体会員名簿

(3) 当該事業の実施について議決した総会等の議事録の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 第4条第1項第1号の事業に係る実績報告において、規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 契約書の写し

(2) 支払領収書の写し

(3) 工事完成写真

(4) 建築検査済証の写し（建築許可又は建築確認を受けていた場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第1項第2号の事業に係る実績報告において、規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業内容が確認できる書類

(2) 実績明細書（第4号様式）

(3) 収支明細書（第5号様式）

(4) 補助対象経費に係る支払領収書の写し

(5) 科目別内訳表（第6号様式）

(6) その他市長が必要と認める書類

(完了検査)

第10条 市長は、第4条第1項第1号の事業について規則第10条の規定による実績報告書の提出があった場合は、完了検査を行うものとする。

(財産処分の制限)

第11条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は3年とする。

2 前項の期間の始期は、前条の規定により完了検査を行い、内容が適正であることを確認した日とする。

(届出の義務)

第12条 補助金を受けた商店街団体は、前条第1項に定める期間中に次に掲げるいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 施設が滅失し、又は効用を喪失する等重大な損傷を受けたとき。
- (2) 事務所を移転し、又は商店街団体の名称若しくは代表者を変更したとき。
- (3) 商店街団体が合併し、又は解散したとき。

(書類等の保管)

第13条 規則第8条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他の事項)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、文化スポーツ観光部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。